入札告示

札幌市告示第 365 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)の規 定に基づいて告示する。

令和7年1月29日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル 札幌市教育委員会学校教育部教育推進課学事係 電話 011-211-3851 FAX 011-211-3852

- 2 入札に付する事項
 - (1) 役務の名称 令和7年度災害共済給付金支給データ・振込通知書作成業務
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
 - (4) 納入場所 札幌市教育委員会が指定した場所
 - (5) 入札方法

総価で行う。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再

生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が 著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本市が定める管理基準(別添「個人情報等取扱安全管理基準」参照。)に適合する管理体制を有していること。

4 入札説明書の交付方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。 https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/gakkoukyouikubu202407 9928.html

5 入札書の提出方法等

- (1) 提出場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所

令和7年2月12日(水)14時00分

札幌市教育委員会入札室(札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル3階)

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

持参又は送付により、上記1あてに令和7年2月12日(水)11時00分(必着)までに提出すること。(電送による提出は認めない。)

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した 者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8項各号の一に該当する入札
- イ 上記 5(4)入札書提出期限日以後、落札者の決定までの間に上記 3 の入札参加失格 を満たさなくなった者がした入札
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、策札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の保留をした後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事 後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手順を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。